

交第1号議案

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部改正

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年5月20日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例

横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月横浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表普通乗車券の項中「200円」を「246円」に改め、「の10円未満の端数を四捨五入して得た額」を削り、同表1日乗車券の項中「600円」を「大人普通乗車券の料金の額を5倍して得た額」に、「300円」を「大人1日乗車券の料金の額からその5割の額を割引きして得た額」に改め、同表通勤定期乗車券の項中「9,000円」を「11,046円」に改め、「（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。以下同じ。）」を削り、同表通学定期乗車券（甲種）の項中「7,200円」を「7,864円」に改め、「の10円未満の端数を四捨五入して得た額」を削り、同表通学定期乗車券（乙種）の項中「2,486円」を「2,528円」に改め、「の10円未満の端数を四捨五入して得た額」を削り、同表高齢者割引全線定期乗車券の項中「7,200円」を「8,837円」に改め、「の10円未満の端数を四捨五入して得た額」を削り、同表に備考として次のように加える。

（備考）

算定された乗車券の料金の額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入して得た額を当該乗車券の料金の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、企業管理規程で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の横浜市乗合自動車乗車料条例の規定による料金で発売した定期乗車券は、横浜市乗合自動車乗車料条例第9条第1項の規定にかかわらず、その通用期間中に限り、使用することができる。

提 案 理 由

乗合自動車の乗車券の料金を改定するため、横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市乗合自動車乗車料条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表（第2条の2）

乗車券の種類	乗 車 券 の 料 金	
普通乗車券	大 人	$\frac{246\text{円}}{200\text{円}}$ に1.1を乗じて得た額 $\frac{\text{額}}{10}$ の10円未満の 端数を四捨五入して得た額
	(省 略)	
1日乗車券	大 人	$\frac{\text{大人普通乗車券の料金の額を5倍して得た額}}{6}$ 00円
	小 児	$\frac{\text{大人1日乗車券の料金の額からその5割の額を割引きして得た額}}{300\text{円}}$
通勤定期乗車券	1箇月	$\frac{11,046\text{円}}{9,000\text{円}}$ に1.1を乗じて得た額
	3箇月	1箇月通勤定期乗車券の料金の額を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額 $\frac{\text{額}}{\text{額}}$ （その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。以下同じ。）
	(省 略)	
通学定期乗車券（甲種）	1箇月	$\frac{7,864\text{円}}{7,200\text{円}}$ に1.1を乗じて得た額 $\frac{\text{額}}{10}$ の10円未満の 端数を四捨五入して得た額
	(省 略)	

交第1号

通学定期乗車券（乙種）	1箇月	$\frac{2,528\text{円}}{2,486\text{円}}$ に1.1を乗じて得た額 の10円未満の端数を四捨五入して得た額
	（省略）	
高齢者割引全線定期乗車券	3箇月	$\frac{8,837\text{円}}{7,200\text{円}}$ に1.1を乗じて得た額 の10円未満の端数を四捨五入して得た額 を3倍した額からその5分の額を割引きして得た額
	6箇月	$\frac{8,837\text{円}}{7,200\text{円}}$ に1.1を乗じて得た額 の10円未満の端数を四捨五入して得た額 を6倍した額からその1割の額を割引きして得た額

（備考）

算定された乗車券の料金の額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入して得た額を当該乗車券の料金の額とする。